ふなばし健康まつり実行委員会設置要綱

(目的)

第1条 本市における健康増進計画「ふなばし健やかプラン21」の推進を目的に開催するふなば し健康まつりの企画及び運営を行うため、ふなばし健康まつり実行委員会(以下「実行委員会」 という。)を置く。

(所管事項)

- 第2条 実行委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。
 - (1) ふなばし健康まつりの実施に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、必要と認める事項。

(組織)

- 第3条 実行委員会は、第2条各号に掲げる事項を行うため、本部長、実行委員長、副実行委員長、 会計、監事、実行委員を置く。
- 2 本部長は、ふなばし健やかプラン21市民運動推進会議会長をもって充てる。
- 3 実行委員は、ふなばし健やかプラン21市民運動推進会議役員から選出する。
- 4 本部長は、前項に掲げるもののほか、必要と認めるものを実行委員に充てることができる。
- 5 実行委員長、副実行委員長、会計は実行委員より選出する。

(任期) 第4条 委員の任期は 冬年度の第1回実行委員会が開催された日から

第4条 委員の任期は、各年度の第1回実行委員会が開催された日から、その年度の終了する 日までとする。

(本部長、実行委員長、副実行委員長及び会計の職務)

- 第5条 本部長は、会務を総理する。
- 2 実行委員長は、実行委員会を代表する。
- 3 副実行委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 会計は、本会の経理を総括する。

(会議)

第6条 実行委員会の会議は、必要に応じて実行委員長が招集する。

(事務局)

第7条 実行委員会の事務局は、健康福祉局健康部地域保健課内に置く。

(監事)

- 第8条 監事は、ふなばし健やかプラン21市民運動推進会議監事をもって充てる。
- 2 監事は、会計を監査する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、別途協議して定める。

附則

- この要綱は、平成28年6月9日から施行する。
- この要綱は、令和4年6月15日から施行する。
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。